

社会保険

いばらき

8

被扶養者資格の再確認を実施します

2019 August
NO.493

- 新様式の使用をお願いいたします
- 遺族年金について
- 茨城県社会保険協会からのお知らせ



「秋そばの花」(撮影・常陸大宮市)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

被扶養者資格の再確認を実施します

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和元年度につきましては、9月下旬から10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけでなく、加入者みなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

確認対象者

平成31年3月31日において被扶養者として認定されている方

※本年度は18歳未満の被扶養者の方も含めて確認を行います。

送付時期

令和元年

9月下旬から
10月下旬にかけて
送付いたします。

提出期限

令和元年

11月20日(水)



確認書類のご提出

※削除となる被扶養者がいない場合にもご提出いただく書類があります。

- 削除となる被扶養者が**いない**場合
 - ・被扶養者状況リスト
- 削除となる被扶養者が**いる**場合
 - ・被扶養者状況リスト
 - ・被扶養者調書兼異動届(削除用)
 - ・健康保険証(高齢受給者証)

平成30年度の実績

- 扶養解除者数 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額(効果額) 約17.3億円

健康保険の保険料率には、高齢者の医療費に対する支援金等が含まれます。この支援金等の額は、加入者(被保険者・被扶養者)の人数などに応じて算出されます。削除されるべき被扶養者をそのままにしておきますと、その人数分だけ支援金等が増え、結果的に保険料の負担が増えて保険料率の上昇に繋がってしまいます。

新様式の使用をお願いいたします

協会けんぽでは、ご提出いただいた申請書類等について円滑にお支払いを進めるため、システム刷新を計画しております。それに伴い、申請書類等の様式について変更させていただきます。なお、これまでの様式も引き続き使用できますが、可能な限り新様式をご使用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。新様式は協会けんぽホームページからダウンロードいただけます。



様式変更のQ & A

- Q.** いつから新様式で申請できますか？
- A.** すぐにご使用いただけます。申請にあたりましては、郵送によるお手続きにご協力をお願いいたします。
- Q.** これまでの様式は使えなくなりますか？
- A.** これまでの様式も引き続き使用できますが、事務処理の効率を高め、円滑に給付金をお支払するため、可能な限り新様式をご使用いただきますようご協力をお願いいたします。
- Q.** 新様式はどこで入手できますか？
- A.** 協会けんぽホームページから入手できます。(手書き用と入力用の2種類から選べます。) また、全国のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で印刷できる「ネットプリント」(有料)でも入手できます。

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

日本年金機構からのお知らせ

遺族年金について

遺族年金は、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなられたときに、その方によって生計維持されていた遺族が受給できる年金です。

ただし、亡くなられた被保険者は、25年以上の受給資格期間が必要など、要件を満たしていなければなりません。老齢年金の受給要件とは異なりますのでご注意ください。

○ 遺族年金の種類

遺族年金は、国民年金の第1号被保険者が亡くなられた場合は遺族基礎年金、厚生年金被保険者が亡くなられた場合は遺族厚生年金が支給されます。支給に際しては、亡くなられた被保険者の保険料納付状況、遺族基礎年金を受給される方の年齢・所得・優先順位によって決定されます。

★ 遺族基礎年金

死亡した厚生年金保険被保険者が国民年金の受給要件を満たしている場合、その方によって生計を維持されていた子(※)のいる配偶者または子(※)に支給されます。

★ 遺族厚生年金

死亡した厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が、厚生年金保険の受給要件を満たしている場合、その遺族に支給されます。

◆ 遺族基礎年金

□ 受給要件・対象者・年金額

受給要件	被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき。ただし、死亡者の保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が国民年金加入期間の3分の2以上あること。
対象者	死亡者によって生計を維持されていた、子のいる配偶者または子
年金額	780,100円+子の加算 子の加算・・・第1子・第2子は子1人あたり224,500円、第3子以降は子1人あたり74,800円 ※子が遺族基礎年金を受給する場合の加算は、第2子以降について行い、子1人あたりの年金額は、上記の年金額を子の数で除した額。

□ 請求に必要な書類等

年金手帳	提出できないときはその理由書
戸籍謄本(記載事項証明書)	死亡者との続柄及び請求者の氏名・生年月日の確認 遺族年金の受給権発生日以降で、提出日から6か月以内に交付されたもの
請求者の世帯全員の住民票の写し	死亡者との生計維持関係の確認のため
死亡者の住民票の除票	世帯全員の住民票の写しに含まれている場合は不要
請求者の収入が確認できる書類	生計維持認定のため。所得証明、課税(非課税)証明書、源泉徴収票 等
子の収入が確認できる書類	義務教育終了前は不要。高等学校等に在学中の場合は在学証明書または学生証 等
市町村に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピーまたは死亡届の記載事項証明書	死亡の事実(原因)および死亡年月日の確認のため
受取先金融機関の通帳等(本人名義)	カナ氏名、金融機関名、支店番号、口座番号が記載された部分を含む預金通帳またはキャッシュカード(写しも可) 等 請求書に金融機関の証明を受けた場合は添付不要

◆ 遺族厚生年金

□ 受給要件・対象者・年金額

受給要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者が死亡、または被保険者期間中の傷病がもとで初診日から5年以内に死亡したとき。ただし、死亡者の保険料納付済期間（保険料免除期間を含む）が国民年金加入期間の3分の2以上あること。 ● 老齢厚生年金の受給資格期間が25年以上ある方が死亡したとき ● 障害等級1級または2級の障害厚生（共済）年金を受給できる方が死亡したとき
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡者によって生計を維持されていた、妻、子、孫（親と生計同一にない場合） ※子のいない30歳未満の妻は、5年間の有期給付となります。 ※子のいる配偶者または子は、遺族基礎年金も併せて受給できます。 ● 死亡者によって生計を維持されていた、55歳以上の夫、父母、祖父母 ※支給開始は60歳から。ただし、夫は遺族基礎年金を受給している場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。
年金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 平均標準報酬月額にて算出 ※詳細は最寄りの年金事務所等へご確認ください。 ● 中高齢の加算 次のいずれかに該当する妻が遺族厚生年金を受給する場合、40歳から65歳になるまでの間、年額585,100円が加算されます。 ・被保険者だった夫が死亡した当時40歳以上65歳未満で、生計を同じくしている子がいない妻 ・遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給していた子のいる妻（40到達時に子がいるため遺族基礎年金を受給）が、子が18歳になった年度の末日（障害状態にある場合は20歳）に達したため、遺族基礎年金を受給できなくなったとき。

※遺族年金の子の受給要件

子とは、次に該当する方です。

- ・18歳になった年度の3月31日までの間にある子
受給要件を満たした国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が死亡した当時、胎児であった子も出生以降対象になります。
- ・20歳未満で障害等級1級または2級の障害状態にある子
ただし、婚姻（事実上の婚姻関係も含む）していないことが条件です。

詳しくは「**ねんきんダイヤル**」0570-05-1165(050で始まる電話でおかけになる場合は、東京03-6700-1165)、またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

算定基礎届の提出はお済みですか？

算定基礎届は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者を対象として、標準報酬月額を見直すために提出していただく大切な書類です。まだ提出されていない場合は、必ず提出してください。ご協力をお願いします。



算定基礎届の送付先

〒330-8530 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階
日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

茨城県社会保険協会よりお知らせ

契約保養施設のご案内

茨城県社会保険協会では下記施設と年間契約を結び、会員事業所さまの被保険者及び被扶養者を対象に宿泊される皆さまの宿泊料補助を行っております。

被保険者及び家族の保養・健康増進に是非ご利用ください。

なお、下記の施設のうち、船員保険会施設（「鳴子やすらぎ荘」「サンポートみさき」「箱根嶺南荘」「やいずマリソリス」）につきましては、昨年11月にお知らせしました「施設利用会員証」による補助事業対象施設になっており、そちらからも補助を受けることができます。「施設利用会員証」による補助を受ける際の利用方法等は、全国社会保険協会連合会のホームページから「施設優待事業」をご覧ください。

施設名	所在地	電話番号	補助額
久慈サンピア日立	〒319-1223 日立市みなと町6-1	0294-53-8000	1人一泊二食付き 1,000円
袋田温泉 「思い出浪漫館」	〒319-3523 久慈郡大子町袋田978	0295-72-3111	1人一泊二食付き 1,000円
大洗海岸 「大洗ホテル」	〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町6881	029-267-2151	1人一泊二食付き 1,000円
ヘルシーパル赤城	〒379-1104 群馬県渋川市赤城町敷島44	0279-56-3030	1人一泊二食付き 2,000円
磐梯 西村屋	〒969-2752 福島県耶麻郡猪苗代町蚕養沼尻山甲2855-144	0242-64-3311	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「鳴子やすらぎ荘」	〒989-6832 宮城県大崎市鳴子温泉字星沼18-2	0229-87-2121	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「サンポートみさき」	〒238-0243 神奈川県三浦市三崎5-3806	046-882-2900	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「箱根嶺南荘」	〒250-0405 神奈川県足柄下郡箱根町大平台442-1	0460-82-2898	1人一泊二食付き 2,000円
船員保険会施設 「やいずマリソリス」	〒425-0022 静岡県焼津市本町1-6-3	054-629-1011	1人一泊二食付き 2,000円
利用資格	一般財団法人茨城県社会保険協会の事業に賛同し会費を納めている事業所の被保険者及び被扶養者		
その他	各施設 1人2泊まで（年度内） ※予定人員に達し次第、締め切ります。 施設利用料金等につきましては、各施設にお問い合わせ下さい。 ご利用日をキャンセルする場合は、キャンセル料の発生時期が各施設により異なりますのでご確認ください。		

利用補助 お申し込み方法



※ 保養施設利用承認申請書は、茨城県社会保険協会 HP の契約保養施設よりダウンロードできます。

★利用補助のお申し込み・お問い合わせ★

〒310-0021 水戸市南町三丁目4番12号 常陽海上ビル8階

一般財団法人茨城県社会保険協会 TEL 029-226-8005 <http://www.ibashaho.or.jp>